

第1号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 実施目的
- 5 指導監査職員の氏名
- 6 その他連絡事項

第2号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	有 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第4号様式にて報告してください。
口頭 指摘事項	有 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

別紙 1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第3号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

第4号様式

年 月 日

長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙 1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認監査結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

第5号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の9第4項、同条第5項並びに法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第6号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第1項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。